

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年7月28日（平成27年（行情）諮問第466号）

答申日：平成28年4月26日（平成28年度（行情）答申第26号）

事件名：「『平成25年（2013年）台風26号に対する災害派遣に係る教訓
詳報』について（報告）」等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「『教訓業務実施要領について（通達）』（陸幕情研第29号 22.3.2）に基づき、『陸上自衛隊の教訓』（4頁）として取り扱われているものの全て（2014.2.28－本本B1054で特定された後に特定されたもの）。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、次の5文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

文書1 「平成25年（2013年）台風26号に対する災害派遣に係る教訓詳報』について（報告）（研本研第56号電。26.5.26）（1枚目ないし3枚目まで）

文書2 「南スーダン派遣部隊（展開から地域拡大任務準備まで）に係る教訓要報』について（報告）（研本研第61号電。26.6.11）（1枚目及び2枚目のみ）

文書3 「フィリピン共和国における国際緊急援助活動に係る教訓詳報』について（報告）（研本研第66号電。26.7.2）（1枚目及び2枚目のみ）

文書4 「平成25年度日米共同方面隊指揮所演習（YS-65）に係る教訓詳報』について（報告）（研本研第99号電。26.11.4）（1枚目ないし3枚目まで）

文書5 「南スーダン派遣施設隊第5次要員に係る教訓要報』について（報告）（研本研第102号電。26.11.17）（1枚目及2枚目のみ）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年4月7日付け防官文第6183号により防衛大臣が行った開示決定（以下「原処分」と

いう。)について、電磁的記録の特定を求める。

2 異議申立ての理由

他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、『『教訓業務実施要領について（通達）』（陸幕情研第29号 22.3.2）に基づき、『陸上自衛隊の教訓』（4頁）として取り扱われているものの全て（2014.2.28－本本B1054で特定された後に特定されたもの）。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。』の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

開示決定等に当たっては、法11条を適用して平成27年11月20日まで開示決定等の期限を延長した上で、まず同年4月7日付け防官文第6183号により、本件対象文書について原処分を行った。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上自衛隊研究本部から陸上幕僚監部防衛部情報通信・研究課に宛てた模写電報（いわゆるFAX）である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「国の解釈によると、『行政文書』とは、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』」であるとして、本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求めるが、上記2のとおり、本件対象文書は紙媒体で報告した模写電報であるところ、本件対象文書の原稿については、陸上自衛隊研究本部の担当者がパソコンを使用して電磁的記録として作成したが、当該電磁的記録は紙媒体に印刷して模写電報により陸上幕僚監部に報告した後廃棄している。

以上のことから、異議申立人の主張は理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成27年7月28日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成28年4月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「教訓業務実施要領について（通達）」（陸幕情研第29号 22.3.2）に基づき、陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）から陸上幕僚監部に対して報告された教訓資料である。

異議申立人は、本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、研究本部が保有している紙媒体の文書であり、研究本部から陸上幕僚監部に対して模写電報により報告したものであり、紙媒体しか保有していない。

なお、模写電報とは、自衛隊専用の通信回線を利用した通信手段の一つであり、ファクシミリの一方法である。

イ 本件対象文書の原稿については、研究本部の担当者がパソコンを使用して電磁的記録として作成しているが、紙媒体に印刷して模写電報により陸上幕僚監部に報告した後は当該電磁的記録を廃棄しており、本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

ウ 本件異議申立てを受け、確実を期すために陸上幕僚監部の担当部局及び研究本部において書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の電磁的記録は確認できなかった。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書については、手書きの部分や押印等があることから、紙媒体の文書と認められ、本件対象文書の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久